



# 琉球大学

University of the Ryukyus

Title	3. 糸満市の地域自治組織 ～旧部落・新興住宅・旧住民・新住民の現状～
Author(s)	大城, 武秀; 金城, 満
Citation	地域自治組織の現状と課題 - 調べてみて、こんなに独特いろいろ創意工夫、沖縄の自治会 -: 55-79
Issue Date	2010-02-05
URL	<a href="http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/handle/123456789/25774">http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/handle/123456789/25774</a>
Rights	

琉球大学学術リポジトリ  
University of the Ryukyus Repository



琉球大学学術リポジトリ  
University of the Ryukyus Repository



### 3. 糸満市の地域自治組織

～旧部落・新興住宅・旧住民・新住民の現状～

#### 全体要約

糸満市内地域自治組織の現状を知るため、今回、4カ所の自治会調査を行った。

自治会（部落）によって特色のある、祭事、行事等があり、旧部落の住民と新住民が共存する地域と開発によって興された新興住宅地域が存在する。

旧部落（大度自治会）、大度区同一区内にある新興住宅地区（さつきの城自治会）、旧部落住民と増加傾向にある新住民が共存する（潮平自治会）、埋立地に新たに形成された分譲住宅街（西崎1丁目）。

4自治会の運営状況、メンバーシップ、祭事、行事等を調べた結果、自治会の特徴や現状から、人口減少、高齢化、新住民とのメンバーシップ、自治会の連携等が課題として浮かび上がった。

糸満市の自治会では部落によって、現在でも旧暦で祭事、行事が行われ、また、一部の旧部落では門中による自治が色濃く残る自治会も存在する。

近年増加傾向にある、地域外からの新住民とのメンバーシップ、旧部落の字祭事との関係に着目し、旧住民中心地域（糸満市 大度）、旧住民と新住民共存型地域（糸満市 潮平 旧兼城村潮平）、新住民中心の新興住宅地域（糸満市 大度 さつきの城）、埋立により造成された新興住宅地域（糸満市 西崎1丁目）の4カ所の調査行い調査報告書をまとめた。

#### 序説

##### 1) 糸満市となった合併の経緯

1961年（昭和36年）10月1日には糸満町・兼城村・高嶺村及び三和村を廃止して、新たな糸満町が誕生し、産業の振興と諸施設の充実、住民生活の向上を図るため、合併10周年を迎えた1971年（昭和46年）12月1日には市制を施行して、新たに糸満市としてスタートとした。

1980年（昭和55年）には、総面積268ヘクタールという大規模な埋立地を造成し、水産食品加工団地や中小企業団地などを誘致し、分譲住宅・公営住宅・教育施設・運動公園等が配置された、文化的な新しい街「西崎町」が誕生した。（糸満市HP 糸満市の紹介 糸満市の歩みより）

三和村とは（真壁村・摩文仁村・喜屋武村）が合併し誕生、今回、調査にあたった大度地区は摩文仁村に属する（現在は米須地域）

## 2) 糸満市地域自治組織の経緯と概況

戦後復興の中、糸満町となり合併 5 年目には町予算が 100 万ドルの大台を突破し、ようやく町政が軌道に乗り出した。また、高等弁務官資金によって琉米文化会館や各字の公民館が建設されるなど、社会資本の整備が着実に進められた。（糸満市 HP 糸満市の紹介 糸満市の歩みより）

糸満市においても、古くから属地的な住民自治組織は存在していたようであるが、今回はその歴史を調査することはできなかった。近年、人口の増加に伴う県営団地や新興住宅地域が形成されたことにより、その数は増加してきた。

現在、糸満市には自治会と呼ばれる住民自治組織は 65 団体存在し、それぞれが任意団体として自治公民館(集会所)を持ち、地域色豊かな事業を運営している。

## 3) 自治体と地域自治組織との関係

糸満市の自治体における担当課は、市民部市民生活課である。

自治体と地域自治組織との事務連絡は、市が委託している自治連絡員を通して行われ、月 2 回の自治連絡員会が開催されている。糸満市では住民自治組織は行政の末端組織としては位置づけず、任意団体として住民の自治に委ねられており、条例等によるパートナーシップは整備されていない(住民自治組織の中には、認可地縁団体として登録している組織もある)。双方の協議の場としては、年 1 回の行政懇談会を開催されているが、別途、小学校校区単位で住民との地域懇談会が開催されている。

自治連絡員は相互の親睦と情報交換を行うために任意団体として糸満市区長会(自治連絡員会)を組織し、定例会、行政への要望、県内視察等を実施しており、市の主要な基本計画策定には、その代表者が委員として参画している。

市から住民自治組織へは、自治公民館や防犯灯などの整備補助はあるが、運営費への助成は行われていない。

## 4) 行政区画と地域自治組織の区域

古くから自然に発生したと思われる属地的な住民自治組織は、明治以降、その時代時代の政府により、その自立性、連帯感などの機能が有用視され、行政の末端組織としての役割を果たしてきた。

戦後においても、琉球政府立法の「市町村自治法第 108 条」\*1 を根拠とした糸満町区設置条例により区及び区長を置かれたが、1962 年(昭和 37 年)の市町村自治法改正で、その法的根拠が削除されたことにより、行政の末端組織としての区及び区長制度は廃止された。

同年、糸満町は、区長制の廃止に伴い、それに代わる制度として、民主的な自治組織を發展させる方針から連絡員を設け、各地域の自治組織の代表として位置づけたうえで、従来の区長の事務を引き継がせた\*2。その後の市制施行後の糸満市事務委託要綱においても、末端組織の代表者としての「従来の各字の区長」との規定があり、補助職員の設置はない

ものの、行政の末端組織として住民自治組織の代表者が位置づけられてきた。<sup>\*3</sup>

一方で、従来の行政区画としての区域は、慣例として行政事務の便宜上取り扱われてきたため、隣接する各字の区域で、個人による宅地造成や住宅建築に伴う住民間のトラブルが増加してきた。市は、その対応のために、内部機関として行政区画整理委員会を設け、行政区画としての各字、町の新設、変更を行っている。その区域設定の基準として道路、水路等地形上明確なもので区切ることが適当であるとして、必ずしもその名称・区画は住民自治組織のそれとは一致させていない（公営住宅においては、独立した住民自治組織が存在しているが、行政区画としては位置づけられていない）。

1984年(昭和59年)には糸満市事務委託要綱が全面改正され、事務委託の目的が「市民に対する事務連絡の利便を図るため」と変わり、委託事務の対象を縮小されるとともに、行政区画とは別に「自治連絡区域」を設定し、その区域ごとに事務を委託する形に変わった<sup>\*4</sup>。自治連絡員の選任にあたってはその地域の推薦制とし、必ずしもその地域の住民自治組織の代表とはしていない。

現在、糸満市には自治会と呼ばれる住民自治組織は65団体存在し、自治連絡区域は73箇所存在する。その多くは区画を同じくするが、一部異なる地域がある(自治連絡区域は、住民自治組織が存在しない地域もカバーしている)。また、字・町は42区域となっている。

この様に、糸満市では、従来の行政区画とは別の概念としての自治連絡区域を設定し、住民自治組織を行政の末端組織として位置づけていない。(近年、財産を所有する住民自治組織が認可地縁団体として増加して来ているが、その区域は住民の意思に委ね、必ずしも行政の便宜上の区画とは一致させていない。但し、住民からの飛び地での区域設定については、市は消極的に対応している。)

\*1 市町村自治法第108条 「市町村は、事務処理の便宜のため条例で区を画し、区長を置くことができる。」

\*2 当時の町広報「町の鐘」には、連絡員の任務として①町民への諸連絡、調査 ②町民から町役所への要望、苦情等を取次ぎ、これを処理することに協力すること ③町広報の配布 ④徴税令書、申告書の配布 ⑤春秋大掃除の指導・協力 ⑥要工事個所の調査選定 ⑦農、畜産関係の諸連絡等が主な内容であり、その手数料は、従来の区長給料と同額程度になると記載されており、区長制廃止後も形を変えて幅広く行政事務の末端として継続してきたことが分かる。

\*3 1974年(昭和49年)に制定された糸満市事務委託要綱には、その目的規定に「市政を円滑に運営するため(中略)末端組織の代表者にその事務を委託する。」と規定され、次項において末端組織の代表者を「従来の各字の区長」と規定している。

\*3 この改正により委託事務の対象は①市民に対する文書、図面の配布及び周知事項の伝達 ②必要な調査及びとりまとめ ③市長が必要と認める募金活動 ④その他市長が必要と認める事務と、区長制とはその範囲が大きく異なることが分かる。

## 用語解説

糸満市自治連絡委員とは（糸満市HP 市民生活課 自治連絡委員より）

### <自治連絡員の業務>

市が自治連絡員に委託する業務は、

- ①市民に対する文書、図画の配布および周知事項の伝達、
- ②市長が必要な調査および取りまとめ、
- ③市長が必要と認める募金活動、
- ④その他市長が必要と認める事務 契約は1年となっている。

(2009年（平成21年）5月11日現在)

<自治連絡員> 自治連絡員とは、行政と市内各自治会を結ぶ連絡員のこと。同員は、その自治区域内に住み、区域内の住民から推薦された者（推薦がない場合は、市長が認めた者）となっている。現在73人の自治連絡員が糸満市と契約を交わしている。（自治連絡員と地域自治組織の代表者は必ずしも同一ではない。）

自治連絡委員へは、事務委託費が下記の積算により支払われている。

(1) 基本額 月額 39,500 円(ただし、振興住宅地域 38,000 円、団地等の場合は、月額 35,600 円)

(2) 世帯割

200 世帯以下	世帯数×127 円
201 世帯~217 世帯	25,400 円
218 世帯~300 世帯	世帯数×117 円
301 世帯~328 世帯	35,100 円
329 世帯以上	世帯数×107 円

(ただし、世帯数は、当該年度の初日の属する年の1月末日現在の住民基本台帳による。)

(3) 農家戸数割 月額 1 戸当たり 40 円(ただし、集落が市街化地域に該当する区域を除く。また、農家戸数は、最近の農業センサスによる。)

■ 主な行事の説明。(出典： 沖縄大百科より “<http://word.uruma.jp/>”)

- ・ アブシバレー：旧暦 4 月の吉日に行われる行事で、14、15 日ごろに行われることが多い。害虫駆逐の儀礼で、ノロを中心に行われていた。昔、害虫もしくはネズミなどの害は 脅威であり、呪術をもって村落の外へ追いだすことが最上の手段と思われたのであろう。害虫をとらえ供物とともに舟型のものにのせ、ノロなど神役の手によって沖に流す。
- ・ ウマチー：方言で御祭りのこと。旧暦の 2 月、3 月、5 月、6 月の 15 日を前後に行われる。二月ウマチーは麦の穂祭り、三月ウマチーは麦の収穫祭、五月ウマチー稲や粟の穂祭り、六月ウマチー稲や粟の収穫祭となる。

## 1 節 大度自治会

### 1) 調査方法

調査は以下の通り、1時間半程度の聞き取り調査を行った。

日時：2009年10月21日(水)

調査場所：大度公民館

調査対象者：大度自治連絡委員（区長）

調査担当者：大城武秀

### 2) 歴史的経緯

沖縄戦で多くの住民を失った真壁・喜屋武・摩文仁の3村は、1946年（昭和21年）4月4日に合併して三和村を形成。（糸満市 HP 糸満市の紹介 糸満市の歩みより）幾度かの統廃合を繰り返し現在の大度区となる。また、今でも三和支部陸上競技大会とし3村のスポーツ親交が行われている。

大度区でありながら米須地番となっている地域もあり、詳細は不明だが、当初、水源をもとに部落が形成されていた様子から水源事情や生活環境の変化により、居住地が変化していった様子も伺えるようだ。

大度自治会の名称で地域自治にあたる年代は不明であるが、区民の多くは門中を中心に形成され、区民の約8割が門中関係者である。字史の作成も検討しているが、門中の経歴から部落の形成まで把握するにはかなりの時間が必要だと思われる。

### 3) どのような仕事をしているのか（伝統行事、相互扶助、親睦、陳情、維持管理）

大度自治会では、防犯灯の維持管理、伝統行事ごとの行われる清掃活動と区民運動会・十五夜・アブシバレー・グランドゴルフ・総会が主な行事である。

親睦：区民運動会、アブシバレー、総会、終了後は世帯当たり2千円を会費として徴収し歓送迎会と余興親睦会、反省会を行い区民の交流を深めている。

大度健康クラブを2006年(平成18年)に設立し、翌07年より一般の部と後期高齢者の部でふたつの健康体操教室を開催、同時期にミニバレー教室を新設、自治会より5万円の補助で立ち上げたが、現在は文部科学省の総合地域スポーツクラブより助成を得て活動し、他地域からの参加者も増えている。

### 4) どのようにすべきことが決定されているか（合意形成手続きと仕組み）

年1回の総会と月1回の役員会で行事等の議案を主に審議している。

### 5) どのように実施されているか（実施体制と手順）

組織構成は、以下の通りである。

●自治連絡委員（区長、会計を兼任）1名 任期1年 選挙制

●書記 1名（出納帳管理含む）

●評議委員 15名

●班長 2名

●監事 2名

●体育部長 1名

① 自治連絡員

自治連絡員（区民からは区長と呼ばれている）と会計（金銭の管理）を担当している。任期は1年選挙制だが再任することもある。

自治連絡員として糸満市から委託される業務（自治連絡委員の業務から①②③④がある）協議の場として月2回開催される自治連絡員会への出席が義務づけられている、任期は1年。

学校区の協議会へ区長として参加。

② 書記

議事録の作成と出納帳の管理。

③ 評議委員

定例会議は毎月開催され、行事等の打ち合わせが主である。

④ 班長

同区内では、班長二名が担当地域の広報配布と自治会費、募金の集金業務に当たる。

⑤ 監事

⑥ 体育部長

大度健康クラブの運営を行う。

6) どこから活動資金を得ているか（会費、資産、補助金、事務委託費等）

役所からの補助金はなく、住民からの区費と負担金の徴収により行事や祭事を行う

① 事務委託費

役所より自治連絡委員へは、事務委託費が支払われている。

② 区費

世帯当たり年間1万円、人口割り 一人 500円

③ 負担金

区民運動会・アブシバレー・総会は歓送迎会、余興親睦会、反省会の会費として世帯当たり2千円を徴収している。

7) メンバーシップ（加入資格、義務と権利、会員数、加入率）はどうか

地縁者で構成され、同地域内に住民登録をした者で、自治会費を納めることで自治会員として認められる。加入率99%、新規の二世帯が加入すれば100%となる。

世帯の約 8 割は門中へ所属している。

#### 8) 自治組織の法的位置づけは何か(任意団体、自治法上の法人、その法律上の法人)

大度自治会は「任意団体」であり公民館は、自治公民館の位置づけである。

最近、作成途中の法人化に向けての自治会規約が見つかり数年前に認可地縁団体登録を試みたが途中で断念した経緯が伺えるとの事。

#### 9) まとめ

同自治会では、アパート等の集合住宅が少ないため、加入率 99%を保持している、また、同大度地区に新興住宅地「さつきの城」があるが、祭事や字行事に関しては共通点がないため、それぞれ独自の運営がなされている。

区民運動会は事情により転出した元区民も含めて開催されるため、区民同士の交流の場として大きな役割を担っている。

農地から宅地への転用が容易になったこともあり、次男、三男が新居を構えるケースも見られるが全体的には、人口減、高齢化の波は押し寄せて来ているようだ。

区長の任期が 1 年であることと、有志が集まらないので大きな課題に取り組めない現状がある。

## 2 節 潮平自治会

### 1) 調査方法

調査は以下の通り、1時間程度の聞き取り調査を行った。

調査日時：2009 年 10 月 21 日(水)

調査場所：潮平公民館

調査対象者：潮平自治連絡委員（区長）

調査担当者：大城武秀

### 2) 歴史的経緯

潮平部落は今帰仁按司の子孫が製塩を営んでいたことに由来するといわれている部落である。「潮平の由来：南山に助けられ、北山城主の次男志慶真（シケマ）王子は字兼城のロンドンガマに身を隠した。落ち着いた頃、奥間城に家を建て住んでいたが、その後潮平に移り住み、海が近かったため、塩を作り生計を立てた。そのため、その地を塩平と呼んでいたようだ、1700 年頃を前後に潮平になっている。」

潮平部落には 8 つ門中があり、潮平自治会は戦前からあると思われるが詳細は不明、現在、字史委員会が資料作成中。

区民の多くは門中を中心に形成され、区民の約 9 割が門中関係者である。

潮平地域各所に拝所（御嶽）があり、神事、祭事の際に拝所で祈願を行う慣習が現在でも行われる。

（一部、FM たまん 情報誌 ウルトラたマン通信より抜粋）

### 3) どのような仕事をしているのか（伝統行事、相互扶助、親睦、陳情、維持管理）

防犯灯の維持管理、行事ごとの行われる清掃活動。

3 月、5 月、6 月ウマチー・アブシバレー・権現祭・綱引き・角力（うちなーずもう）・白露・八重洲ムヌメー・区民運動会・カママーイ（火の用心）・初水ナディー（旧暦 1 月 2 日・新生児の誕生を祝う）・初ウクシ（1 月 3 日）・総会（4 月）字で行われる祭事、神事が数多く行われる。

老人会・婦人会・青年会・なかよし会（子供会）へ区費から年間 3 万円の補助を行うが、各部会は自主運営で活動されている。

自治連絡員として協議の場へ月 2 回開催される自治連絡員会で陳情する場合もあるが、農地や道路等の補修保全等の陳情のため担当課へ直接出向く事もある。

### 4) どのようにすべきことが決定されているか（合意形成手続きと仕組み）

年 1 回の総会と月 1 回の役員会で行事等の議案を主に審議している。他臨時の議案があれば臨時役員会で対応している。

### 5) どのように実施されているか（実施体制と手順）

組織構成は、以下の通りである。

- 自治連絡委員（区長、会計を兼任）1 名 任期 1 年 選挙制
- 書記 1 名
- 会計 1 名
- 役員 6～7 名
- 班長 8 名（4 つの区域の分け 2 名で担当する・持ち回り当番制）

#### ① 自治連絡員

潮平地区では自治連絡員（区民には区長と呼ばれている）は同市から委託される業務（自治連絡委員の業務から①②③④がある）協議の場として月 2 回開催される自治連絡員会への出席が義務づけられている、任期は 1 年。

自治会加入率は低いが、全世帯への広報誌配布は義務づけられている為、連絡委員が全ての世帯へ配布を行う。

学校区の協議会へ区長として参加。

② 書記

議事録の作成。

③ 会計

毎月第2日曜日に公民館にて自治会費の徴収と予算管理。

④ 役員

歴代の区長担当者が役員となり、区民の陳情や意見については区長の一存で回答するのではなく、役員で審議し回答、決定する仕組みが定着している  
定例会議は毎月開催され、行事等の打ち合わせが主である、他臨時役員会もある。

⑤ 班長

同区内では、地域分けに「1号組から4号組とし」4つの地域で班長2名が担当、字行事の周知を行う。

6) どこから活動資金を得ているか(会費、資産、補助金、事務委託費等)

役所からの補助金はなく、住民からの区費と負担金の徴収により行事や祭事を行う

① 事務委託費

役所より自治連絡委員へは、事務委託費が支払われている。

② 区費

税収の体系類似・世帯割り・人数割・資産割のため世帯により金額が変わる。(現在、個人情報の関係で資産情報は取得できない状況であるが、旧住民は以前の情報から資産割は割り出している)

③ 他収入源

字所有地の貸し駐車場あり。

⑤補助金

必要時に申請するが防犯灯の年間の設置台数は限られているため申請しても補助金がおけるとは限らない。(街灯設備費、農地や道路等の補修保全等の陳情)

7) メンバーシップ(加入資格、義務と権利、会員数、加入率)はどうか

● 世帯数 626世帯 加入率 約25%

地縁者で構成され、同地域内に住民登録をした者で、自治会費を納めることで自治会員として認められる。

自治会加入率(約150世帯)から見ても自治会に加入しているのは旧部落住んでいる方がほとんどで、また、旧部落は門中組織としても機能していることもあり、約9割程度が各門中に所属している。

自治会に加入するのは住民の意志を尊重する方針。

しかし、自治会に加入していない住民から防犯灯の設置について陳情があったりするも、自治会員以外は取り合えないと断る経緯もあった。

## 8) 自治組織の法的位置づけは何か（任意団体、自治法上の法人、その法律の法人）

潮平自治会は「認可地縁団体」であり法人格を有する組織となっている、公民館は自治公民館の位置づけ。

## 9) まとめ

多くの字行事を抱える同自治会では、祭事、神事を説明できる資料がないため、字史を含め今後の課題として検討中。

権現祭とは戦時中鍾乳洞に避難した区民が戦禍を免れ全員が生還した事への感謝の意を表し、毎年、鍾乳洞内外の清掃と地上周辺環境（1953年（昭和28年）、潮平権現碑と鳥居を建立）を整え、旧暦の5月5日に権現祭を執り行うことになった、2009年（平成21年）で61回目となる。

他地域からの新住民も多いが大きなトラブルもなく、新住民に対しては自治会への加入は任意加入としているため、今後の課題として検討する予定もない、しかし、多くの新住民は自治会には加入していないが、新居を構えた新住民の中には子供会（なかよし会）へ参加している新住民もいるため、将来的に子供達の世代が自治会に加入してもらう事に期待している。

## 3 節 さつきの城自治会

### 1) 調査方法

調査は以下の通り、1時間程度の聞き取り調査を行った。

調査日時：2009年10月21日(水)

調査場所：糸満市糸満 事務所

調査対象者：さつきの城自治連絡委員（会長）

調査担当者：大城武秀

### 2) 歴史的経緯

1980年代に開発業者により開発された地域であり、1983年（昭和58年）に自治会が設立された、近隣からの移住者、本土からの移住者と比較的新しい自治会だが、30年近くを迎えている。

### 3) どのような仕事をしているのか（伝統行事、相互扶助、親睦、陳情、維持管理）

年1回の総会と月1回の役員会で行事等の議案を審議し自治会を運営。

防犯灯の維持管理、行事ごとの行われる清掃活動及び集中浄化槽の管理。

行事運営：夏祭り・ピクニック・グランドゴルフ大会・総会・(米須小学校 さつきの城支部長)支部長が企画する子供向け社会見学等がある。

陳情：住民同士のトラブルを避けるため、会長や役員が仲介し話し合いが行われるようにしている。

#### 4) どのようにすべきことが決定されているか(合意形成手続きと仕組み)

年1回の総会と月1回の役員会で行事等の議案を主に審議している。他臨時の議案があれば臨時役員会で対応している。

#### 5) どのように実施されているか(実施体制と手順)

組織構成は、以下の通りである。

- 自治連絡委員(会長)1名 任期1年
- 副会長 2名
- 書記 1名
- 会計 1名
- 役員 5名 (米須小学校 さつきの城支部長が含まれる)
- 班長 7名

##### ① 自治連絡員

さつきの城地区では自治連絡員(区民には自治会長と呼ばれている)は同市から委託される業務(自治連絡委員の業務から①②③④がある)協議の場として月2回開催される自治連絡員会への出席が義務づけられている、任期は1年。

副会長が次期会長として引き継がれる。

学校区の協議会へ支部長が参加。

##### ② 書記

議事録の作成。

##### ③ 会計

自治会費、予算管理。

##### ④ 役員

役員会の定例会は毎月開催され、行事等の打ち合わせが主な議題である。

##### ⑤ 班長

班長7名が担当地域の広報配布と自治会費集金業務に当たる。

#### 6) どこから活動資金を得ているか(会費、資産、補助金、事務委託費等)

役所からの補助金はなく、住民からの区費と負担金の徴収により行事や祭事を行う

① 事務委託費

役所より自治連絡委員へは、事務委託費が支払われている。

② 区費

世帯当たり 1 千円

③ 集中浄化槽維持管理費

世帯当たり 2 千円

7) メンバーシップ（加入資格、義務と権利、会員数、加入率）はどうなっているか

● 世帯数 159 世帯 加入率 約 90%

地縁者で構成され、同地域内に住民登録をした者で、自治会費を納めることで自治会員として認められる。

一部住民の中には本土から冬場にのみ来沖し生活する方もいて、自治会費は納めず集合浄化槽の維持管理費のみを納めている会員も存在する。

8) 自治組織の法的位置づけは何か（任意団体、自治法上の法人、その法律の法人）

さつきの城自治会は「任意団体」であり、公民館は自治公民館である、公民館は糸満市へ所有権を移管して同自治会が委託管理を行っている。

当初、私道だった道路も同市へ移管し現在は市道として管理されている。

9) まとめ

同地区では集合浄化槽を設置しているが、設備も 30 年を超え老朽化に伴う維持管理が難しくなっているため、同市へ下水道施設への接続を依頼している。

地デジアンテナの設置について、申請中だが設置場所について協議中。

また、新興住宅といえども 30 年を超えると人口減少と高齢化を迎え、老人会、婦人会、青年会、子供会等の活動も休止状態であるが、(米須小学校 さつきの城支部長) 支部長により子供達向けの社会見学等のイベントが開催される。

グランドゴルフクラブ（球友会）が公園の清掃等維持にあたっている。

大度地区に自治会が二つ存在することに対して、まったく性格の違う地域ではあるが、これからの活動を考えると連携して行く必要があり、スポーツを通し住人同士の親睦が図れないか近隣自治会と検討中のとのこと。

自治会長の任期は 1 年だが大きな課題に取り組んでいる時は再任し課題の解決にあたる場合もある。

## 4 節 西崎 1 丁目自治会

### 1) 調査方法

調査は以下の通り、2時間程度の聞き取り調査を行った。

調査日時：2009 年 10 月 8 日（木）

調査場所：西崎1丁目自治会集会所

調査対象者：大城 栄喜 自治会会長

調査担当者：金城 満

### 2) 歴史的経緯

糸満市西崎町は、従来の市街地である字糸満地区の人口過密を解消し、産業の振興を図る目的で 1980 年（昭和 55 年）から公有水面を埋め立てて造成された地域である。今回、調査した西崎 1 丁目は、82 年(昭和 57 年)に、住宅地分譲が開始され形成された比較的新しい街であり、分譲から 10 年後の 92 年(平成 4 年)に「良好な住環境の維持・発展をめざすとともに、会員相互の親睦と調和を図るため」に地域自治組織として自治会が結成され、当時 299 世帯、1045 人であつた住民が、2009 年（平成 21 年 3 月末）現在では、593 世帯、1768 人と増加している。そのうち 65 歳以上の人口割合は 8.20%、75 歳以上の人口割合は 3.56%と市全体の高齢者人口割合（65 歳以上 15.72%、75 歳以上 7.45%）よりかなり低く、若い世代で構成されている地域といえる。

住民のほとんどは、字糸満地区や市内の他地域から移住してきた者であるが、転勤してきた国家公務員や市外からの移住者も一緒に役員を構成して自治会を運営している。

小学校、中学校などの学校や公園も近くにあり、比較的静かな住宅環境ではあるが、大型店舗が閉店したことにより、商業地域に空き店舗が目立つ。近年、埋立地先にオープンした人口ビーチ、フィッシャリーナ、リゾートホテルや道の駅などによる観光と連携した産業の発展が期待されている。

### 3) どのような仕事をしているのか（相互扶助、親睦、陳情、環境衛生、防犯活動）

自治会の主な仕事は、会員の相互扶助及び親睦の促進事業（班対抗スポーツ交流、学生奨励事業、敬老会、夏祭り、バスツアー）、環境衛生事業（地域内定期清掃、公園清掃）、防犯業務（保安灯の維持管理、防犯パトロール）、交通安全活動、糸満市からの委託業務（自治連絡員を通じて連絡、広報、市調査のとりまとめ、募金活動等）、市への陳情などとなっている。関係組織として、こども会、PTAと連携して非行防止運動を行い、子供会、女性部、敬老会に対して助成を行っている。2009 年(平成 21 年)から新たに地域デイサービス

事業をスタートさせており、健康づくりや老人会の結成に向けて取り組んでおり、老朽化に伴う集会所建設計画に連動させて地域自主防災組織を作ることも検討されていた。会長は、地域内にある公共施設の評議員や警察署と連携するなど行政活動への参画、近隣地域との連携づくりなどを率先して行うなど活発な活動が行われている。

この様に多様な仕事をこなしている自治会だが、昨年実施した自治会アンケート調査（地域の全世帯に配布、郵便回答、自治会加入者回答率約 30%）では、「あなたがお住まいの地域にある自治会の具体的な活動のうち、あなたがお存じの活動すべてに○をつけてください」との設問に対して、「行政への要望や陳情」については 21.8%、「地域での見守り、支え合いなどの社会福祉活動」については 29.2%という回答となっており、自治会の活動が会員に十分に認知されていないことも認められた。

**問 2 あなたがお住まいの地域にある自治会の具体的な活動のうち、あなたがお存じの活動すべてに○をつけてください。**

データ	(1)加入している
合計：Q2-1盆踊り、グラウンドゴルフなどの文化・レクリエーション活動	98.9%
合計：Q2-2防犯灯(街灯)の管理、防犯活動、交通安全活動	58.4%
合計：Q2-3地域での見守り、支え合いなどの社会福祉活動	29.2%
合計：Q2-4青少年の健全育成運動などの活動	41.6%
合計：Q2-5道路や公園などの清掃	89.9%
合計：Q2-6旅行や新年会、敬老会などの親睦活動	43.8%
合計：Q2-7寄付集め、募金活動	77.5%
合計：Q2-8行政への要望や陳情	21.3%
合計：Q2-9広報誌、チラシなどによる行政情報のお知らせ	70.8%
合計：Q2-10行政が行う調査等のとりまとめの協力	31.5%
総数	100.0%

自治会に関するアンケート調査から（2008年(平成20年)8月）

**4) どのようにすべきことが決定されているか（合意形成手続きと仕組み）**

自治会は、総会を最高の決議機関として、評議員会、役員会、班長会などに役割分担を行って運営されている。地域内は 10 班に区画され、それぞれに評議員、班長をその区画の代表者として置いている会議は、会長が招集し、自ら議長を務める。班長会には役員も参加し、必要に応じて芸能部長、体育部長が参加して行われる。これらの役員とは別に監事、顧問が置かれている。

議案は、全て役員会で案を作成し、評議員会に諮ったうえ総会で決定される。決定された予算や事業計画は、評議員会で実施策を協議決定し、班長会を通して会員に広報周知している。また、老朽化した集会所建設のための建設事業期成会を別の機関として設けており、自治会の役員は全員、期成会の役員を兼ねている。これらの会議は、参加者の過半数の賛成により可決されることとされているが、会議の定足数は必要とされていない。総会には 50 名から 100 名の会員が参加し、議題に対する質疑は行われるが、議論の結果、多数決で決することはほとんどなく、ほぼ全会一致で合意形成されている。

## 5) どのように実施されているか (実施体制と手順)

組織構成は、以下の通りである。(再任可)

- 顧問 3名
- 会長 1名 任期一年
- 副会長 4名
- 書記 1名
- 会計 1名
- 自治連絡員 1名
- 評議員役員 19名 (各班から1名以上を選出、学校区の支部長を含む)
- 班長 15名
- 体育部長、芸能部長 各1名
- 監事 2名

総会で決定された予算や事業計画は、評議員会で実施策を協議決定し、班長会を通して会員に広報周知される。また、老朽化した集会所建設のための建設事業期成会を別の機関として設けており、自治会の役員は全員、期成会の役員を兼ねている。

評議員会は年3から4回、役員会・班長会は毎月開催されているが、班長については原則輪番制で、毎年担い手を確保するのに苦勞しており、班長会に一同に会することが困難なため、役員と意見交換のうえ、役員が意見を集約している。一部の班には、班長の毎月輪番制を認めることや、班の編成を従来の道路で区画する方法から道路の挟んで向かい合う世帯を結びつける方法に変更するなど工夫しているとのことであった。

自治連絡員は市から委託された業務を担うが、共同募金などの協力依頼は会費の集金を担当する班長に再委託している。協議の場として月2回開催される自治連絡員会、年1回の行政懇談会への出席が義務づけられている、任期は1年。

役員会は、会長、副会長、書記、会計、自治連絡員により構成される。

## 6) どこから活動資金を得ているか (会費、資産、補助金、事務委託費等)

自治会の活動資金は、主に会員からの会費(世帯割)となっており、持ち家会員とアパート賃貸会員及び賛助会員では金額が異なる(月額、持ち家会員700円、アパート賃貸会員・賛助会員500円)。会費の徴収は各班長が行い、その際に市から委託された協同募金などの協力依頼も行っている。この自治会の特徴的として、市から事務委託を受けている自治連絡員の委託料を自治会の会計に入れていることがあげられる。委託された事務は自治会内において自治連絡員自身が行う事務と班長が担う事務に分担され、その程度において料金が再配分されている。

予算の規模は416万円であり、会費と自治連絡員委託料以外の収入としては、夏祭りの出店売上等と繰越金のみである。市からの運営補助は行われていない。

一方、支出では役員手当などの事務費が250万円弱、行事費が80万円、子供会等への

助成金 250 万円、市区長会・体協への分担金が 4 万円余となっている。また、集会所建設積立金を毎年 20 万円程度支出している。最も大きい支出は役員手当であるが、自治会に専従をおける額にはなっていない。ほとんどの役員が日中は仕事勤めをしており、最小限の手当で運営されている。

自治会の資産は、集会所と放送施設、清掃備品等であるが、拠点施設である集会所自体が、かなり屋根が腐食し雨漏りも激しく安全性に欠ける状態で利用されており、台風時における崩壊の危険性もあるとのことで、期成会を立ち上げ資金造成して、コミュニティ助成事業の採択に取り組んでいる最中であるとのことであった。

#### 7) メンバーシップ（加入資格、会員数、加入率）はどうなっているか

自治会には、地域に居住する者をはじめ、会の事業目的に賛同する者なら賛助会員として誰でも加入でき、地域住民の自治会への加入は 311 世帯で加入率は 65%（自治会算定）である。会長からの情報によれば近隣の自治会では高い加入率とのことであった。

自治会の役員、評議員等の多くは、小中学校に通学する子どもの父母であり、事業の多くが子どもに関連するものが多い。コミュニティ自体が形成されて 20 年弱であり地域の歴史が浅いという背景もあるが、集合住宅も多く住民の移動も少なくない。

#### 8) 自治組織の法的位置づけは何か

西崎 1 丁目自治会は法人格を持たない任意団体であり、住民に対して加入を強制していないが、住民以外でも会の事業運営に賛同するものであれば誰でも加入できるオープンな制度となっている。

前述したように老朽化した集会所の建設を計画しているが、施設の改築後においては、資産を登記するために地方自治法による認可地縁団体の登録を行い、法人格を備える予定である。

#### 9) まとめ

地域全体が新興住宅地域であり、生まれ育った文化や地域も異なる住民で形成される歴史の浅いコミュニティではあるが、元々他の地域自治組織に関わってきた者や市役所職員などの有志により自治会が結成され、現役員の平均年齢も 40 代と若い世代で運営されており、活発に事業を展開していることが認められた。特に歴代会長などの役員の強いリーダーシップのもと、活動が発展してきた一方で、班長の担い手確保が困難であることや自治会活動が十分に認知されていないことも確認され、情報の共有化を進める必要があると思われる。

役員の多くが子どもを持つ親のつながりで結束力がある反面、そのつながりの外にいる者との関係を強化しなければ、一部の住民に負担が多くかかり、今後の担い手確保が益々困難になるおそれもある。

その要因のひとつとして、総会が会員の2割から3割程度の参加で行われていることもあるのではないかと。評議員、役員ともに代議制をとっているが、その構成が偏っている場合、合意形成の場が多様な意見の集約になっていない可能性がある。

3世代家族も少なく、青年会、老人会が結成されていないことや、世代間連携が多様な参加者のもとに行われていないことも影響すると思われる。

もっとも、西崎1丁目自治会は、住宅分譲以降1世代目によりコミュニティが運営されている状況もあり、今後、2世代目の住民との連携をどう図るかという時期に来ていることも考えられる。

現在、取り組まれているデイサービス事業や集会所建設事業、自主防災組織づくりなどを新たな関係づくりの媒介とすることにより、自らが住む地域の個性が形成される瞬間に立ち会う機会が生まれることも考えられ、こうした取り組みを経て関係者が地域の魅力を共有し、地域の当事者としてつながることができるかが、今後の課題と思われる。

新しく形成されるコミュニティの世代交代期には同様の課題が発生するのではないだろうか。

## 結節

今回の調査からも判明した、人口減少、高齢化、担い手の不足はどの自治会がかかえる同等の課題だろうと思われる。

住民参加に関しては、特に旧部落での字行事に特徴があり、それらの行事がコミュニティと生活の中で活かされていると感じる。

しかし、調査対象者より今まで口頭で引き継がれた字行事を文章化し説明資料を作成する必要性に駆られているとの事から、字行事を当たり前の事として捉える側と、なぜそれをやらないといけないのか意味づけができない側、双方が存在している事を理解しておく必要がある。

旧部落へ他地域からの移住者に関しては、任意加入と判断すれば、個人の判断に任せるしかないだろう。

しかし、旧部落では新住民に対して加入のメリットを伝えるための施策もなく、広報活動が行える環境ないことも認識しておく必要がある、自治会の自助努力だけでは限界があると思われる。

また、旧部落の体質から蚊帳の外に出にくいという現状も考えられる。

旧部落住民と新住民の生活環境や文化の捉え方等の違いを認識した上で、地域行事、字行事（神事）、学校との関わり方も含め、新旧の住民がよりよい関係性を築くためにも、旧

部落のルールと新住民のための新ルールの策定も踏まえ、中立的なコミュニティ支援（意志決定支援）の仕組みが必要だろうと考える。

一方で、新たに造成された埋立地などの振興住宅地域では、地域古来の伝統文化やしきたりなどの違いによるトラブルは認められなかったものの、地域自治組織自体の歴史が浅く、役員の年齢構成やつながりに偏りがあることが分かった。重要な議案を思案する場が代議制中心となっており、最高意思決定機関である総会の参加者も加入世帯の30%に満たない。合意形成の場が多様な主体が参加する形になっていないことが、相互の連携を阻む要素になるおそれがあり、地域が抱える課題を媒介として関係性を構築する仕組みが必要と考える。

また、糸満市では行政区画とは別に自治連絡区域が設置されているという特徴があった（概ね、自治連絡区域と住民自治組織の区域は一致しているようである）。

近年、社会生活の多元化・広域化や規制緩和などにより、従来の字の区域外（近隣）に住宅を建築した住民が、従来の住民自治組織に継続して加入しているケースがみられる。こうした住民は、自らの住む地域の歴史・伝統・文化を愛着し、住民自治組織に属する意思をもった者であることが多い（道路の新設などにより分断された字の境界周辺地域では、土地の所属は変更となった後も従来の住民自治組織への加入を希望することは、当然であろう）。

一方で行政の便宜上設けられる行政区画は、行政の守備範囲が拡大するとともに、その多様性・効率性が求められるため、住民自治組織の区画とは、細部において目的が異なることがある。

行政区画とは別の概念を設けることにより、ニーズに柔軟に対応することが可能となるが、その概念が十分に周知されていないと住民自治の観点から混乱をきたすことも考えられる。住民との十分な意識の共有が必要と思われる。

# 区長に代る連絡員

## 一月から新設

いま各地域で新しい区長本政策の一つとして、民主を述べ準備がすすんでいま的区長制をつくらんと、かねがね主張して参りましたが、これは現在の区長の任期が十二月三十一日をもって終了すること、地方自治法の改正に伴い、従来自治法の改正による区長制が廃止されることと関係しておこなわれているものであります。改正前の地方自治法第八八条には「市町村は、事務処理の便宜のため条例で区を画し区長を置くことができる」と定められていましたが、この部分が去る九月十日から廃止されました。

従って、自治法にもとづいて設けられていた行政区と区長制は法律上の制度としては無くなったわけであり、ます。例えば、宇真壁は行政区として真壁区と呼ばれそこに真壁区長が、町長の任命によって置かれていた。ところで法律上の行政区や区長制は廃止されたと書っても、町民がそれぞれの部落や地域において自治組織をつくり、その代表を選出して運営をおこなうことは何らさしつかえありませんし、むしろ大いに必要なことでもあります。

今回の区長の任期終了に伴い、新たに選出される方々は、各地域の自治組織（自治会）の代表と見做され町長は、これらの方々とそれぞれ契約を結んで連絡員に活躍してもらいたいも務を委託することになります。上級町長は、町政の基

既、自治組織はなを一團民  
主化され、それに伴い町政  
も真に町民のためのもの  
なることとしよう。

新しい連絡員の任務の内容は、これまでの区長の事務を引継いで町役所から町民への諸連絡、調査をおこなうとともに、町民から町役所への要望、苦情等を取りつき、これを処理することに協力することにあります。町役所が月一回発行する「町の鐘」を各戸へ配布することをはじめ、徴税令書、申告書の配布、葬式大掃除の指導協力、要工事個所の調査選定、蟻、害産関係の諸連絡等が主な仕事の内容であります。連絡員にたいしては、仕事の分遣に応じて委託手数料が支払われます。手数料の額は大体従来の区長給料と同額程度に定見込みです。

連絡員は以上のように町役所の事務を委任されて協力する一方、各地域の自治組織の代表としての性格を併せもっているのです。地域住民の自治と福祉のために大に活躍してもらいたいも務を委託することになります。連絡員制度の運用よろしきを得るなら

資料② 糸満町区設置条例

糸満町区設置条例

第1条 市町村制第86条により糸満町左の八区に区割する

新屋敷区、新川区、新島区、前端区、上之平区、西区、町端区、南区

第2条 各区の区域は別紙図面の通りとする。

第3条 区に区長一人を置く

但し町長必要ありと認むる場合は予算の範囲内で臨時に補助職員を置くことができる

附 則

本条例は、1952年11月12日より之を施行す

---

糸満町区設置条例を廃止する条例の提案理由(1962年)

総務課長 本案についての提案理由を簡単に申上げる。この条例は市町村自治法の一部改正により従来行政区と区長を設置する旨の規定条文であつた法第百八条の規定が削除されたために、これまで自治法を根拠として設けられていた区設置条例はその制定の基礎を失つたというふう理解している。法の一部改正に伴う第百八条の規定の削除により区設置条例は、実質上は既に効力を失つていというふう考えられるが、立法院議会と地方自治体の議会は別々の議決機関であるし、この設置条例は糸満町議会で制定されているので形式的にはまだこの条例は存在している、そういった意味で、今回の方の一部改正の趣旨に伴い、本案を提案した次第である。

### 資料③ 西崎1丁目自治会会則

#### 糸満市西崎1丁目自治会会則

##### 第1章 総則

###### (名称及び位置)

第1条 本会は、糸満市西崎1丁目自治会と称し、(以下「自治会」という)事務所を西崎1丁目35番1号に置く。

第2条 本会は、西崎1丁目の良好な住環境の維持・発展をめざすとともに、会員相互の親睦と調和を図ることを目的とする。

###### (会 員)

第3条 本会の会員は、糸満市西崎1丁目に居住する市民をもって構成する。

2 本会事業目的に賛同する者、又は西崎一丁目在の共同住宅の所有者・店舗会社等を有する者を賛助会員とすることができる。

###### (事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の相互扶助並びに親睦の促進に関すること。
- (2) 会員の教養の向上に関すること。
- (3) 環境衛生に関すること。
- (4) 防犯、交通安全、災害対策に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

##### 第2章 組織

###### (役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 評議員 若干名
- (4) 班長 班の数
- (5) 書記 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 監事 2名
- (8) 顧問 若干名

###### (役員任期)

第6条 役員任期は1ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

###### (役員任務)

第7条 役員任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 評議員は評議員会に出席し、その権限に属する事項を審議する。
- (4) 班長は班内の伝達周知及び会費等のとりまとめに関するを行う。
- (5) 書記は会長の監督のもとに、庶務を行う。
- (6) 会計は会長の監督のもとに、会計を行う。
- (7) 監事は本会の会計の監査、会務の監督を行い、その結果を総会に報告する。
- (8) 糸満市自治連絡員は糸満市より委任された業務を本会の規約に基づき行う。また、上記(1)～(6)までの役員が兼任することもできる。
- (9) 顧問は相談役として必要に応じて評議員会に出席する。

(役員の手当)

第8条 会長、副会長、書記、会計、班長、監事、体育部長、芸能部長、自治連絡員は手当を支給する。支給する金額については、別表で定める。

(班)

第9条 自治会を円滑に運営するため当区域に必要とする数の班を置く。

(部 会)

第10条 自治会運営の組織強化を図るため次の部会を置くものとする。

- (1) 体育部会
- (2) 芸能部会
- (3) 女性部会
- (4) 壮年部会
- (5) 子供育成部会

2 前号に部会長を置くものとする。

3 前項の部会長任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

### 第3章 会議

(会 議)

第11条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 評議員会
- (3) 役員会
- (4) 班長会

(総 会)

第12条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は毎年5月までに開催する。
- (2) 臨時総会は次の場合に開催する。

- ① 評議員会が必要と認めた場合。
- ② 全世帯の3分の1以上の要求があった場合。
- 2 総会は会長が招集する。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。
- 4 総会の議長は会員の中から総会において選出する。
- 5 総会は次の事項を議決し、または報告しなければならない。

- (1) 会則の制定及び改廃
- (2) 事業計画及び予算決算
- (3) 役員を選出
- (4) 会務の報告
- (5) その他必要と認められる事項

ただし、(2)の予算については、円滑な自治会運営のため、評議員会の議決により、補正することができるものとする。

(評議員会)

第13条 評議員会は会長、副会長、評議員、書記、会計、自治連絡員をもって構成する。

- 2 会長は評議員会を招集し、議長を務める。
- 3 評議員会の議決は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 評議員会は次の事項を審議する。
  - (1) 総会に提案する事項
  - (2) 総会により委託された事項
  - (3) 会長から提案のあった事項
  - (4) その他自治運営上緊急を要する事項

(役員会)

第14条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、自治連絡員をもって構成する。

- 2 会長は役員会を招集し、議長を務める。

(班長会)

第15条 班長会は会長、副会長、班長、書記、会計、自治連絡員をもって構成する。

- 2 会長は班長会を招集し、議長を務める。

第16条 体育部長及び芸能部長は必要に応じて評議員会・役員会・班長会に出席する。

## 第4章 会計

(運営費)

第17条 この会の運営費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入でもってあてる。

(表彰)

第18条 自治会活動の向上発展に寄与し、多大な功績のある者に表彰を行うものとする。

- 2 前項の表彰者については、評議員会において決定する。

3 表彰については、定期総会の場において行うものとする。

(会費)

第19条 この会の会費は持家の会員については月額700円、アパート・賃貸マンション等の会員については月額500円とする。ただし、アパート・賃貸マンションの所有者が居住している場合には持家扱いとする。賛助会員については、月額500円を基本とする。

2 会費の徴収方法は毎月各班長が行うものとする。

3 前項で徴収された会費は、班長を通じて毎月末までに会計に納める。ただし事情により隔月毎に会計に納めた方が都合がいい場合、隔月毎に納めることができる。

(会計年度)

第20条 この会に会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第21条 会長は、定期総会の日から10日前までに次の書類を監事に提出し、会計監査を受けなければならない。

- ① 財産目録
- ② 収支決算書
- ③ 現金出納帳
- ④ 証憑その他監査に必要な書類

(慶弔費)

第22条 慶弔費の支出については、自治会会員及びその同居人を対象とする。

2 金額は3,000円とする。

別表(第8条関係)

役職名	支給額
会長	月額36,000円×12ヶ月
副会長	〃 7,000円× 〃
書記	〃 10,000円× 〃
会計	〃 10,000円× 〃
自治連絡員	月額63,000円×12ヶ月
班長	年額36,000～57,000円
評議員	無
体育部長	年額 10,000円
芸能部長	〃 10,000円
監事	〃 3,000円
顧問	無